

議案第72号

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年守谷市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月30日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
72号	1

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条

目次中 第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27～第59条の38）

運営に関する基準  
の22

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第  
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の2

第2款 人員に関する基準（第59条の25・第5

第3款 設備に関する基準（第59条の27・第5

第4款 運営に関する基準（第59条の29～第5

59条の21・第59条の22）

員、設備及び運営に関する基準

3・第59条の24）

9条の26）

9条の28）

9条の40）

に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法  
第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第59条の38中「第59条の34」を「第59条の36」に、「第59条の26」を「第59条の28」に改め、第3章の2第5節第4款中同条を第59条の40とし、第59条の27から第59条の37までを2条ずつ繰り下げる。

第3章の2第5節第3款中第59条の26を第59条の28とし、第59条の25を第59条の27とする。

第3章の2第5節第2款中第59条の24を第59条の26とし、第59条の23を第59条の25とする。

第3章の2第5節第1款中第59条の22を第59条の24とし、第59条の21を第59条の23とする。

第3章の2第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準  
(共生型地域密着型通所介護の基準)

議案	頁数
72号	2

第59条の2 1 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。），指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。），指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。），指定児童発達支援又は指

議案	頁数
72号	3

定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。

）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
72号	4

## 提案理由（議案第72号）

提案理由を申し上げます。

本案は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、共生型サービスについて規定されたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
72号	5

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
目次	目次
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針（第59条の2）	第1節 基本方針（第59条の2）
第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）	第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）
第3節 設備に関する基準（第59条の5）	第3節 設備に関する基準（第59条の5）
第4節 運営に関する基準（第59条の6～第59条の20）	第4節 運営に関する基準（第59条の6～第59条の20）
第5節 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の21・第59条の22）</u>	(新設)
第6節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>
第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針（第59条の23・第59条の24）</u>	第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）</u>
第2款 <u>人員に関する基準（第59条の25・第59条の26）</u>	第2款 <u>人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）</u>
第3款 <u>設備に関する基準（第59条の27・第59条の28）</u>	第3款 <u>設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）</u>
第4款 <u>運営に関する基準（第59条の29～第59条の40）</u>	第4款 <u>運営に関する基準（第59条の27～第59条の38）</u>
(定義)	(定義)

72号	議案
6	頁数

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) から (5) まで (略)

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) (略)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準  
(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス (以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練 (機能訓練) 事業者 (指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練 (機能訓練) 事業者をいう。)、指定自立訓練 (生活訓練) 事業者 (指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練 (生活訓練) 事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) から (5) まで (略)

(新設)

(6) (略)

(新設)

72号	議案
7	頁数

運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事

72号	議案
8	頁数



業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（

72号	議案
9	頁数

第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

72号	議案
10	頁数

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の23 (略)

(基本方針)

第59条の24 (略)

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の25 (略)

(管理者)

第59条の26 (略)

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の27 (略)

(設備及び備品等)

第59条の28 (略)

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の29 (略)

(心身の状況等の把握)

第59条の30 (略)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 (略)

(基本方針)

第59条の22 (略)

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 (略)

(管理者)

第59条の24 (略)

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 (略)

(設備及び備品等)

第59条の26 (略)

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 (略)

(心身の状況等の把握)

第59条の28 (略)

72号	議案
11	頁数

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の31 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の32 (略)

(療養通所介護計画の作成)

第59条の33 (略)

(緊急時等の対応)

第59条の34 (略)

(管理者の責務)

第59条の35 (略)

(運営規程)

第59条の36 (略)

(緊急時対応医療機関)

第59条の37 (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の38 (略)

(記録の整備)

第59条の39 (略)

(準用)

第59条の40 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 (略)

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 (略)

(緊急時等の対応)

第59条の32 (略)

(管理者の責務)

第59条の33 (略)

(運営規程)

第59条の34 (略)

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13

72号

議案

12

頁数

から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは、「第59条の36に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の28第4項」と読み替えるものとする。

から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは、「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

72号	議案
13	頁数